

## 条例第30号

### 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例

#### (目的)

第1条 この条例は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項において準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、本組合の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。

#### (給与の種類)

第2条 前条の単純な労務に雇用される職員で、常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）、期末手当及び勤勉手当とする。

#### (給料)

第3条 給料は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬とする。

2 各職員の受ける給料は、その職務の複雑、困難及び責任に応じ、かつ、勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して給料表で定める。

#### (扶養手当)

第4条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

#### (地域手当)

第5条 職員には、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額の100分の15を超えない額の範囲内において組合規則で定める。

#### (住居手当)

第6条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月

額10,000円を超える家賃を支払っている職員又は第8条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額10,000円を超える家賃を支払っているもの若しくはこれらのもとの権衡上必要があると認められるものとして組合規則で定めるものに対して支給する。ただし、組合規則で定める職員については、この限りでない。

（通勤手当）

第7条 通勤手当は、通勤のため交通機関又は有料の道路を利用し、且つ、その運賃又は料金を負担することを常例とする職員及び自転車その他の交通の用具を使用することを常例とする職員に対して支給する。但し、組合規則で定める職員については、この限りでない。

（単身赴任手当）

第8条 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の組合規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して組合規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して組合規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして組合規則で定める職員には、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

（特殊勤務手当）

第9条 特殊勤務手当は、職員が特殊の勤務に従事し、その勤務に対する給与

について特別の考慮を必要とする場合に、その勤務の特殊性に鑑み、業務能率及び技能の高揚に応ずるように定めたものを支給する。

(超過勤務手当)

第10条 超過勤務手当は、職員があらかじめ割り振られた所定の勤務時間外に勤務することを命ぜられて勤務した場合に、その勤務した時間に応じて支給する。

(夜間勤務手当)

第11条 夜間勤務手当は、職員が所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合に、その勤務した時間に応じて支給する。

(宿日直手当)

第12条 宿日直手当は、職員が宿直勤務又は日直勤務を命ぜられて勤務した場合に、その勤務した回数に応じて支給する。

(災害派遣手当)

第13条 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第31条その他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため本組合に派遣された職員（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第153条その他の法律の規定により国民の保護のための措置の実施のため本組合に派遣された職員及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第43条の規定により新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため本組合に派遣された職員を含む。）で住所又は居所を離れて大阪市、八尾市又は松原市に滞在することを要するものに対して支給する。

(期末手当及び勤勉手当)

第14条 期末手当及び勤勉手当は、6月又は12月に在職する職員に対し、別に条例の定めるところにより支給する。

(再任用職員等についての適用除外)

第15条 第4条、第6条及び第8条の規定は、法第28条の4第1項若しくは第

28条の5第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

（自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与）

第16条 法第26条の5第1項の規定による承認を受けた職員には、同項に規定する自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

（支給額決定の基準）

第17条 職員の給与の額は、職員の給与に関する条例（平成27年条例第29号）の適用を受ける職員の給与の額を基準とし、業務の特殊性及び実態を考慮して定めるものとする。

（給与の減額）

第18条 職員が所定の勤務日又は勤務時間中において勤務しないときは、その勤務しないことにつき組合規則で定める基準により任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない日又は時間につき給与を減額する。

（臨時職員等の給与）

第19条 臨時に雇用された者の給与については、前各条の規定にかかわらず、他の職員の給与との権衡を考慮して支給する。常時勤務を要しない者（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）の給与についても同様とする。

（受給権の処分禁止）

第20条 この条例の規定による諸給与金を受ける権利は、これを処分することができない。

（施行の細目）

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 大阪市の職員であったものであって、引き続き職員となったものうち、職員となった日においてなお大阪市の職員であった場合に適用される単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年大阪市条例第26号）附則の規定を受けるものに対する当該規定又は取扱は、同条例の例による。